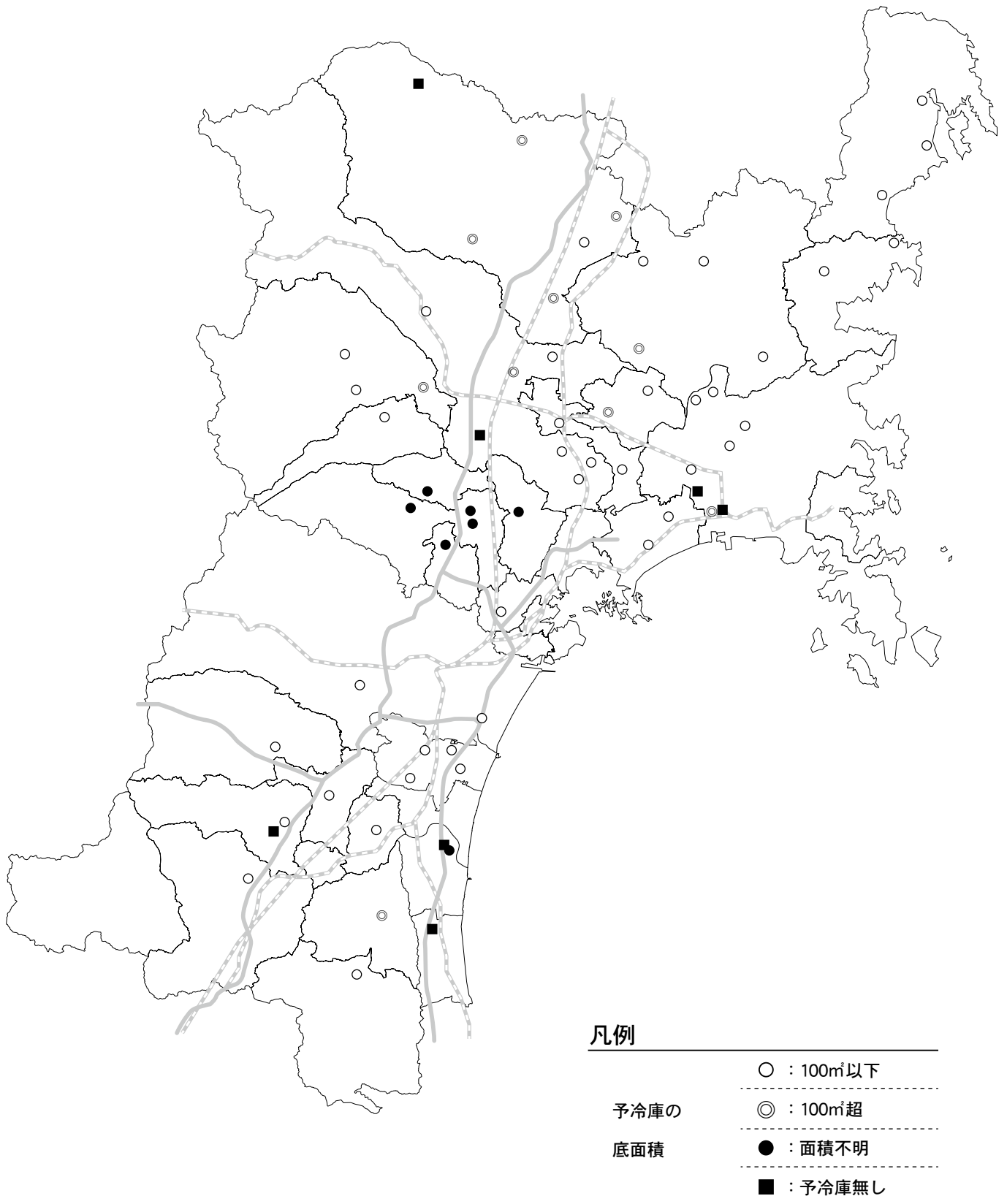


參考資料編

農業協同組合の集出荷場マップ



I 農業協同組合の集荷場設置状況

圏域	農業協同組合名	施設面積	予冷設備		
			台数	面積	冷却方式
大河原	みやぎ仙南農業協同組合	717	1	10	通風式
		306	2	13	通風式
		418	4	30	通風式
		363	1	7	通風式
		1,867	-	-	-
		120	1	7	通風式
		1,162	2	110	通風式
		342	1	62	通風式
仙台	みやぎ亙理農業協同組合	670	-	-	-
		732	-	-	-
		724	1	6	真空式
		不明	1	263	通風式
		3,579	1	55	通風式
	名取岩沼農業協同組合	不明	2	50	通風式
		不明	1	10	通風式
		不明	2	20	通風式
		不明	1	10	通風式
	岩沼市農業協同組合				
	仙台農業協同組合	210	2	13	不明
		210	1	8	不明
		210	1	45	不明
	新みやぎ農業協同組合 あさひな統括営農センター	不明	1	58	差圧式
		不明	2	9	通風式
		不明	1	19	通風式
		不明	3	32	通風式
		不明	1	38	差圧式
		不明	1	16	通風式
北部	古川農業協同組合	990	1	103	差圧式
		791	-	-	-
	加美よつば農業協同組合	972	2	63	通風式
			2	13	通風式
		832	2	53	通風式
			1	62	真空式
		660	1	8	通風式
		852	2	54	通風式
	新みやぎ農業協同組合 栗っこいわでやま統括営農センター	435	1	39	差圧式
	新みやぎ農業協同組合 みどりの統括営農センター	1,129	1	40	差圧式
		241	1	40	差圧式
		277	1	10	通風式
		885	1	39	差圧式
			1	34	差圧式
		不明	1	43	通風式
		482	1	40	差圧式
		254	1	40	差圧式
		528	1	38	差圧式
		599	1	73	通風式

圏域	農業協同組合名	施設面積	予冷設備		
			台数	面積	冷却方式
栗原	新みやぎ農業協同組合 栗っこいわでやま統括営農センター	460	1	50	通風式
		500	1	150	通風式
		300	1	150	通風式
		640	1	150	通風式
		500	2	200	通風式
		330	-	-	-
東部	いしのまき農業協同組合	1,500	2	130	通風式
		66	1	6	通風式
		809	1	10	通風式
		428	2	136	通風式
		522	1	13	通風式
		116	1	25	通風式
		305	-	-	-
		1,721	1	50	通風式
		201	1	13	通風式
		1,709	-	-	-
登米	みやぎ登米農業協同組合	2,624	3	85	通風式
		316	2	224	通風式、真空式
		796	2	19	通風式
気仙沼	新みやぎ農業協同組合 南三陸統括営農センター	498	2	40	通風式
		450	1	49	通風式
		50	1	13	通風式
		155	1	20	通風式
		360	1	13	通風式
		315	1	26	通風式

Ⅱ 宮城県産青果物の主要消費地域別の卸売数量及び卸売価格

「令和5年青果物卸売市場調査（農林水産省）」にて調査された本県産青果物の主要消費地域別の卸売数量及び卸売価格（令和5年1月～令和5年12月）のうち、県戦略品目については、以下のとおりである。

品 目	札幌市		仙台市		東京都		横浜市		金沢市		名古屋市	
	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg
いちご	979	1,684	713	1,426	-	-	-	-	-	-	-	-

出典：「令和5年青果物卸売市場調査（産地別）2 果実の主要消費地域別・産地別の卸売数量及び卸売価格（農林水産省）」
（各主要消費地域の入荷量80%をカバーする入荷量上位の産地（都道府県）のうち上位5産地までの調査のため、いちごにおいては札幌市、仙台市以外の主要消費地域、他の果実についてはデータ無）
「青果販売実績表 2022年度（JA全農みやぎ）」、「青果販売実績表 2023年度（JA全農みやぎ）」

品 目	北 海 道		東 北				関 東				北 陸	
	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg
きゅうり	-	-	3,296	280	3,073	275	2,487	318	2,443	317	14	446
トマト	1	...	945	347	937	347	121	379	121	378	-	-
ほうれんそう	3	...	591	552	590	552	16	738	16	738	-	-
ねぎ	46	539	2,016	454	1,861	441	151	598	147	601	0	...
たまねぎ	-	-	910	72	910	72	2	...	2	...	-	-
キャベツ	-	-	703	87	674	89	81	167	81	167	-	-
えだまめ	-	-	117	505	116	504	21	687	21	684	-	-
ばれいしょ	-	-	70	100	68	98	-	-	-	-	-	-
レタス	-	-	660	278	657	277	3	...	3	...	-	-

出典：「令和5年青果物卸売市場調査（産地別）1 野菜の主要消費地域別・産地別の卸売数量及び卸売価格（農林水産省）」
（卸売価格については、産地・季節によっては極端に高価なものや質が悪く安価なものが入荷されることがあり、適切な卸売価格を表さないことがあるため、卸売数量が4 t以下の場合には「…」と表示されている。また、せり、パブリカについてはデータ無）
「青果販売実績表 2022年度（JA全農みやぎ）」、「青果販売実績表 2023年度（JA全農みやぎ）」

京都市		大阪府		神戸市		広島市		北九州市		福岡市		合計		(参考) 全農みやぎ 販売実績	
数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,692	1,575	2,277	1,365

東 海		近 畿		中 国		四 国		九 州		北九州		合計		(参考) 全農みやぎ 販売実績	
数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg	数量 t	価格 円/kg
9	478	31	566	1	...	1	...	0	...	0	...	5,839	298	6320	273
0	...	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,067	350	1498	333
-	-	-	-	-	-	-	-	0	...	-	-	610	554	457	563
0	...	1	...	-	-	-	-	0	...	-	-	2,214	465	2113	285
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	912	72	863	74
0	...	-	-	-	-	-	-	0	...	0	...	784	95	1318	84
0	...	0	...	-	-	-	-	-	-	-	-	138	533	127	490
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70	100	49	94
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	663	277	328	166

Ⅲ 宮城県の青果物価格補償制度

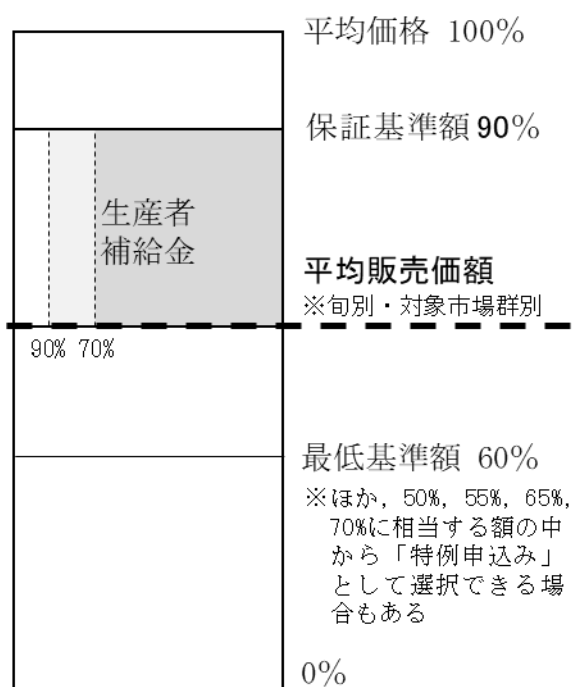
1 各制度の概要

青果物の価格が著しく低落した場合、県、生産者等により造成した資金から、生産者に生産者補給金等を交付するもの。県内の産地では国による制度2つ、県独自制度1つを活用しており、実施主体や対象となる野菜等は以下のとおり。

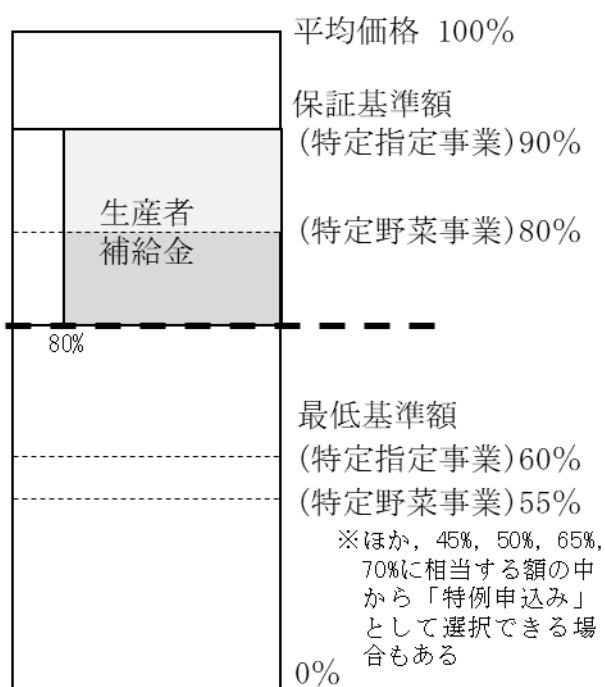
制度の種類	指定野菜価格安定対策事業	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	一般青果物価格補償事業
	国による制度 (野菜生産出荷安定法に基づくもの)		県独自制度
趣旨	指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者に産者補給金を交付することにより、指定野菜の生産及び出荷の安定を図り、もって野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資するもの。	野菜の需給及び価格の安定上重要な指定野菜に準ずる野菜並びに都市圏の野菜産地、野菜指定産地への計画的な育成を推進する野菜産地及び中山間地域の野菜産地から出荷される指定野菜について、安定的な供給を図り、野菜農業の発展と国民消費生活の安定に資するもの。 特定野菜供給産地育成価格差補給事業（以下「特定野菜事業」という）、指定野菜供給産地育成価格差補給事業（以下「特定指定事業」という）からなる。	野菜・果実の販売価格が低迷し、補償基準価格を下回った場合、作付けの継続に向けた補給金を交付することにより、生産農家の経営安定による野菜・果実生産の振興及び青果物の安定供給による国民消費生活の安定に資するもの。
事業実施主体	(独) 農畜産業振興機構	(公社) 宮城県青果物価格安定相互補償協会	
対象となる野菜等	「野菜指定産地」で生産された「指定野菜」で、登録出荷団体（JA全農みやぎ）が、(独) 農畜産業振興機構が指定する「対象市場」に出荷したもの	「対象産地」で生産された「特定野菜」又は「指定野菜（たまねぎ、ばれいしょを除く）」で、共同出荷組織等（JA）が、知事が選定した「対象市場」に出荷したもの	原則として、「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」にて重点振興品目に定められた品目で、JAがJA全農みやぎを通じて出荷したもの
	○野菜指定産地 農林水産大臣が指定野菜の種別ごとに指定することができ、「作付面積」「共同出荷割合」の指定要件がある。 ○指定野菜 消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜14種類を出荷時期等により30の種別に分類したもの さらに、種別により、重要野菜、調整野菜、一般指定野菜に分類される。	○対象産地 知事が地方農政局長と協議して選定するものであり、「作付面積」「共同出荷割合」等の要件がある。 ○特定野菜 指定野菜に準ずる野菜29品目と、特にその供給の安定を図る必要がある野菜として農林水産大臣が定めるもの ○本県の対象特定野菜等（特定野菜事業） しゅんぎく （特定指定事業） ほうれんそう	○対象品目 （生産拡大品目） キャベツ、たまねぎ、レタス、ねぎ、曲がりねぎ、ほうれんそう、えだまめ、せり、ピーマン、ゆきな （県戦略品目） きゅうり、トマト、こねぎ、ミニトマト、いちご、日本なし（幸水、新高、豊水）、生しいたけ （地域戦略品目） はくさい、だいこん、なす、かぼちゃ、こま

制度の種類	指定野菜価格 安定対策事業	特定野菜等供給産地 育成価格差補給事業	一般青果物価格補償事業		
対象となる 野菜等	○本県の対象種別 （重要野菜） 春キャベツ、夏秋キャベツ、秋冬はくさい （一般指定野菜） 冬春きゅうり、夏秋きゅうり、秋冬ねぎ、夏秋なす、ほうれんそう		つな、しゅんぎく、スイートコーン、ズッキーニ、そらまめ、チンゲンサイ、つるむらさき、つぼみな、にら、ブロッコリー、みずな、えのきだけ、なめこ		
生産者補給金等	保証基準額等（平均価格から算出）と平均販売価額等の差額に補填率をかけた額となる。（ただし、平均販売価格が最低基準額以下となった場合は、保証基準額等と最低基準額の差額に補填率をかけた額となる）				
保証基準額等	平均価格×0.9	（特定野菜事業） 平均価格×0.8 （特定指定事業） 平均価格×0.9	補償基準価格 平均価格×0.9		
平均価格	過去6か年の卸売市場の卸売価格の平均を基に物価指数等を加味した価格		JA 全農みやぎ取扱実績の最近5か年の平均価格の中庸3か年加重平均価格		
平均販売価額等	指定産地から機構が定める卸売市場等に出荷された指定野菜の卸売価格を旬別に加重平均した価格		平均販売価格 JA 全農みやぎの月別平均販売価格		
補填率	70～90% （産地区分による） ○産地区分 産地強化計画の策定状況や、出荷団体等の計画的な生産及び出荷の取組状況により、毎年度、農林水産省が区分する。	80%	1 生産拡大品目 100% 2 県戦略品目 85% 3 地域戦略品目 75%		
最低基準額等	平均価格×0.6 特例申込み 0.5～0.7	（特定野菜事業） 平均価格×0.55 特例申込み 0.45～0.6 （特定指定事業） 平均価格×0.6 特例申込み 0.5～0.7	最低基準価格 平均価格×0.7		
資金造成負担割合					
	重要野菜	左記以外	特定野菜事業	特定指定事業	
国	65%	60%	1/3	1/2	—
県	17.5%	20%	1/3	1/4	30%
市町村	—		—		20%
生産者	17.5%	20%	1/3	1/4	40%
全農	—		—		10%
収入保険との同時加入	否（ただし、令和6年加入者までに限り、特例として、初めて収入保険に加入する場合の最初の2年間に限り同時加入可）			可	

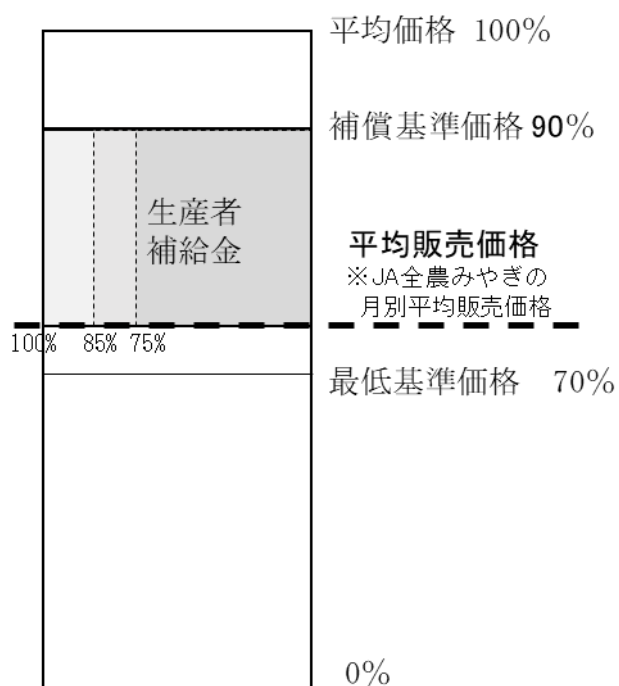
指定野菜価格安定対策事業



特定野菜等供給産地育成価格差補給事業



一般青果物価格補償制度



2 野菜指定産地

(1) 指定要件

区分	指定野菜の種類	作付面積 注1	共同 出荷 割合	共同出荷割合の特例 ^{注2}		
				指定野菜の種類	作付面積	共同出 荷割合
葉茎菜類 根菜類	キャベツ、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ほうれんそう、レタス	20ha (16ha)	2/3	キャベツ、だいこん、たまねぎ、にんじん、はくさい、ばれいしょ、レタス	50ha	1/2
				さといも、ほうれんそう	20ha	
				ねぎ	25ha	
果菜類	きゅうり、トマト、なす、ピーマン	夏秋：12ha (10ha) 冬春：8ha (6ha)		きゅうり、トマト、なす、ピーマン	夏秋：30ha 冬春：20ha	

注1) () 内は既に他の種別に係る野菜指定産地として指定されている区域等を野菜指定産地（複合産地）として指定する場合の特例措置。

注2) 出荷単収が全国または都道府県の出荷単収の8割以上である場合に限る

(2) 県内の野菜指定産地一覧（令和7年3月31日現在）

種別	指定産地名	指定産地の区域	区域内の JA	指定年月日
春 キャベツ	登米	登米市	みやぎ登米	H17. 2. 18
			新みやぎ（南三陸）	
夏秋 キャベツ	登米	登米市	みやぎ登米	H17. 2. 18
			新みやぎ（南三陸）	
夏秋 きゅうり	みやぎ仙南	白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町	みやぎ仙南	S45. 10. 13
	登米	登米市	みやぎ登米	S50. 6. 19
			新みやぎ（南三陸）	
	栗原	栗原市	新みやぎ（栗っこ）	S45. 10. 13
冬春 きゅうり	石巻	石巻市、東松島市	いしのまき	S46. 6. 30
	阿武隈	岩沼市、亘理町	名取岩沼	S47. 12. 21
			みやぎ亘理	
	登米	登米市	みやぎ登米	S50. 6. 19
			新みやぎ（南三陸）	
夏秋 なす	古川	大崎市	古川	H7. 5. 30
			新みやぎ（みどりの）	H18. 2. 16 ^{注)}
			新みやぎ（いわでやま）	H18. 2. 16 ^{注)}
秋冬 ねぎ	石巻	石巻市、東松島市	いしのまき	S56. 1. 23
	中新田	色麻町、加美町	加美よつば	H9. 5. 30

秋冬 はくさい	加美	色麻町、加美町	加美よつば	S63. 8. 25
ほうれん そう	大崎	大崎市、涌谷町、美里町	新みやぎ（みどりの）	H8. 5. 30
			古川	H18. 2. 16 注)
			新みやぎ（いわでやま）	H18. 2. 16 注)
	黒川	富谷市、大和町、大郷町、大衡村	新みやぎ（あさひな）	H10. 5. 20

注) 区域拡大に伴う指定日

3 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業における対象産地

(1) 選定要件

区分		野菜の種類	作付面積 (おおむねの 面積の下限)	指定野菜 に係る複 合地区	共同出 荷割合
特定野菜事業		こまつな、しゅんぎく、ちんげんさい、みずな、みつば	3ha	同左	2/3 (産地 強化計 画を策 定した 場合は 1/3)
		生しいたけ	ほだ木 5万本相当	同左	
		アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、さやいんげん、さやえんどう、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが	5ha	同左	
特定指定事業	下記以外 の地区	指定野菜（果菜類を除く） （キャベツ、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ほうれんそう、レタス）	10ha	7ha	1/2 (産地 強化計 画を策 定した 場合は 1/3)
		指定野菜のうち果菜類 (きゅうり、トマト、なす、ピーマン)	5ha	3ha	
	野菜指定 産地育成 計画を樹 立した地 区	指定野菜	-	-	-
	中山間等 地域	指定野菜（果菜類を除く）	5ha	同左	1/2
		指定野菜のうち果菜類	3ha	同左	

(2) 県内の対象産地一覧 (令和7年3月31日現在)

事業名	対象特定野菜等	対象産地名	対象産地の区域	区域内のJA	指定年
特定野菜事業	しゅんぎく	亶理町逢隈	亶理町	みやぎ亶理	S54
特定指定事業	ほうれんそう	仙台市	仙台市	仙台	S55

4 交付予約申込及び補給金交付実績の推移

(1) 指定野菜価格安定対策事業

年度	交付予約		補給金交付			交付率 (交付対象数量/交付予約申込数量) (%)
	対象野菜数	申込数量(kg)	対象野菜数	対象数量(kg)	交付額(円)	
R1	8	5,099,000	4	514,975	2,025,000	10.1%
R2	8	4,681,000	3	48,497	461,000	1.0%
R3	8	4,819,000	7	694,264	11,734,000	14.4%
R4	8	4,727,000	6	260,387	870,000	5.5%
R5	8	4,709,000	2	4,895	140,000	0.1%

注) 対象野菜数及び対象数量には、JAからの補給金交付辞退分も含む

(2) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

年度	交付予約		補給金交付			交付率 (交付対象数量/交付予約申込数量) (%)
	対象野菜数	申込数量(kg)	対象野菜数	対象数量(kg)	交付額(円)	
R1	2	107,000	1	3,788	77,797	3.5%
R2	2	107,000	2	10,802	78,518	10.1%
R3	2	110,000	0	0	0	0%
R4	2	107,000	2	1,951	41,532	1.8%
R5	2	107,000	1	120	2,297	0.1%

(3) 一般青果物価格補償事業

年度	交付予約		補給金交付			交付率 (交付対象数量/交付予約申込数量) (%)
	対象青果物数	申込数量(kg)	対象青果物数	対象数量(kg)	交付額(円)	
R1	34	9,902,300	17	1,845,239	23,319,898	18.6%
R2	34	9,219,400	13	980,760	20,363,653	10.6%
R3	35	8,395,900	19	1,840,804	40,833,665	21.9%
R4	34	8,001,100	17	806,231	12,843,502	10.1%
R5	34	7,988,500	10	294,864	9,178,877	3.9%

5 制度関連計画

(1) 関連計画一覧

	生産出荷近代化計画	活性化計画	産地強化計画
根拠	・野菜生産出荷安定法第8条（以下「法」という。） ・野菜生産出荷安定法施行令第3条（以下「施行令」という。） ・野菜生産出荷安定法施行規則第3条（以下「施行規則」という。） ・野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定および同法第8条第1項の規定による生産出荷近代化計画の樹立について（昭和41年8月22日41園第1372号農林省農地局長・農林省園芸局長通知）（以下「近代化計画通知」という。）	・野菜指定産地の指定等に係る留意事項について （令和6年9月1日付け6農産第1676号農林水産省農産局園芸作物課長通知）（以下、「留意事項通知」という。）	・野菜の産地強化計画の策定について（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）（以下、「産地強化計画通知」という。）
概要	野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事が野菜指定産地ごとに樹立する、当該指定野菜の生産及び出荷の近代化を図るための計画。（作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項を定める）（法第8条第1項、第2項）	指定要件を満たさなくなった野菜指定産地において、当該野菜指定産地の実情に即した改善を図り、指定要件を満たすこととなるよう取り組むための計画。（留意事項通知4、6）	各産地の特性や意向を踏まえ、加工・業務用の増加といった需要動向の変化に対応した産地の将来像を実現する、産地ごとに明確な目標を定めた構造改革を引き続き実施するための計画。 なお、産地強化計画を策定することで、①指定野菜価格安定対策事業の補給交付金等の交付において、産地強化計画未策定時より高い補填率となる場合がある。（野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号）（以下、「要綱」という。）別記4 指定野菜価格安定対策事業実施要領第6の4（2）、野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号-1）別記2 指定野菜価格安定対策事業、②特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の対象産地の要件である出荷量に対する共同出荷等の割合の下限が緩和される。（要綱別記4 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領第3の2（2）、野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号-1）別記4 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

	生産出荷近代化計画	活性化計画	産地強化計画
計画主体	野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事（法第8条第1項）	都道府県（留意事項通知6）	指定産地等の区域の全部若しくは一部をその地区の全部若しくは一部とする農業協同組合等（産地強化計画通知第5の1）
対象となる産地等	野菜指定産地（法第8条第1項）	指定要件を満たさなかった又は以下のいずれかに該当する野菜指定産地であって、都道府県が指定要件を満たすことが確実と認めた産地 ・当該種別の作付面積について農林水産大臣官房統計部（以下「統計部」という。）の公表値が0haとなり、かつ、統計部が算定する共同出荷組織等による出荷数量が0tである市町村を区域の一部とする指定産地 ・施行規則第2条第2項に基づく共販等率の基準を適用している指定産地が同項に規定する作付面積を下回る、又は、当該指定産地の出荷単収が全国若しくは当該指定産地が存在する都道府県のおおむねの出荷単収を下回る場合で、かつ、当該指定産地が同条第1項第1号の指定要件を満たしていない場合（留意事項通知5、6）	（対象となる野菜） 指定野菜又は施行規則第8条に規定する特定野菜（以下「指定野菜等」という。）を生産している産地は、可能な限り策定するものとし、その他野菜についても必要に応じて策定する（産地強化計画通知第3）
計画樹立等の時期	（樹立） 野菜指定産地の指定があった日から3年以内（施行令第3条第1項）（変更） 需要及び供給の見通しの公表（法第3条第1項）があった日から3年以内（施行令第3条第1項、近代化計画通知第2（7））	（作成） 野菜指定産地実態調査で対象産地として報告した年度の末日まで（留意事項通知6（1））	（策定） 可能な限り早期（産地強化計画通知第6）
計画の期間等	（目標年次） 本計画に基づく計画樹立年度から起算して5年後の年次（近代化計画通知別記様式4号 計画作成上の注意事項の6）	（実施期間） 計画の策定後の4月1日から3年間（留意事項通知6（1））	（対策期間） 計画の策定時から令和9年度まで（産地強化計画通知第6）

	生産出荷近代化計画	活性化計画	産地強化計画
計画樹立等に当たり必要な手続き	・都道府県知事は、生産出荷近代化計画をたてようとするときは、関係市町村及び農業団体等の意見を聴かなければならない。（法第8条第5項） ・野菜指定産地ごとに関係市町村、農業協同組合等の出荷団体、当該野菜指定産地の区域を管轄する農業改良普及センター等の関係職員及び法第10条第1項の登録を受ける資格を有する出荷団体又は生産者のうち、その意見を聴くことを適当と認めたものをもって構成する協議会を設置し、生産出荷近代化計画の内容について十分な協議検討を行わせるものとする（近代化計画通知第2（3）） ・都道府県知事は、遅滞なく、農林水産大臣に提出するとともに、概要を公表するよう努めなければならない。（法第8条第6項）	都道府県は、関係市町村、農業団体等の意見を聴いた上で、計画を作成する。作成に当たっては地方農政局等経由で農林水産省と協議する（留意事項通知6（1））	・都道府県知事は、計画主体が提出した計画を審査及び認定する。認定に当たり、農政局長に協議する。（産地強化計画通知第7の1、2） ・都道府県知事は、産地強化計画の認定（変更する場合を含む。）を行った場合には、その概要の公表に努めるものとする（産地強化計画通知第8） ・都道府県普及指導センター及び市町村は、計画主体に対し、低コスト化、高付加価値化及び加工・業務用需要への対応強化等の目標設定について産地の実情や目指す方向を適切に踏まえた産地強化計画が策定され、また、当該計画に基づく取組の推進が的確になされるよう、必要に応じて、指導・助言できるものとする。（産地強化計画通知第5の2）
状況の把握、報告や改善指導等	都道府県知事は、生産出荷近代化計画の計画期間中におけるその進捗状況、当該計画の目標年次経過後におけるその達成状況を把握するものとする。（近代化計画通知第2（8））	・県は実施状況を毎年度、1月20日までに地方農政局へ報告する（留意事項通知6（2）） ・県は活性化計画の着実な実施を図るため、その進捗状況について対象産地ごとの的確な把握に努め、実施期間中に指定要件を満たすこととなるよう産地の活性化へ向けた取組を十分に行うとともに、共同出荷体制の整備強化等が図られるよう関係市町村、農業団体等に対して適宜適切な指導・助言を行う（留意事項通知6（3））	・都道府県普及指導センター及び市町村は、計画主体に対し、低コスト化、高付加価値化及び加工・業務用需要への対応強化等の目標設定について産地の実情や目指す方向を適切に踏まえた産地強化計画が策定され、また、当該計画に基づく取組の推進が的確になされるよう、必要に応じて、指導・助言できる。（産地強化計画通知第5の2） ・計画主体は、毎年の実績報告を都道府県知事に提出する。都道府県知事はその報告を受けたときは、毎年1月末までに農政局長に提出する。（産地強化計画通知第9の1、2）

		生産出荷近代化計画	活性化計画	産地強化計画
期間終了後の措置		都道府県知事は、生産出荷近代化計画の計画期間中におけるその進捗状況、当該計画の目標年次経過後におけるその達成状況を把握するものとする。（近代化計画通知第2（8））	実施期間の終了後、達成状況を評価し、指定要件を満たしていない場合には、原則として野菜指定産地の指定を解除する。ただし、指定要件のすべてが8割以上の水準で、県が更に2年間を実施期間とした新たな活性化計画を作成した場合は適用しない。（留意事項通知6（4）ア） ※計画実施期間内に指定要件を満たした場合は、その時点で達成状況を評価する（留意事項通知6（4）ウ）	- 計画主体は、目標年の実績判明後において、産地強化計画達成状況報告を、速やかに都道府県知事に提出する。 - 都道府県知事は、産地強化計画の目標達成状況について、「達成目標」及び産地強化計画達成状況報告により、計画策定時の目標値と目標年における実績値を比較して、確認するとともに、達成状況に応じ、必要な指導等を行う。 - 都道府県知事は、上記報告のうち目標年における目標達成割合が80%未満の場合、目標年度の次年度の7月末までに農政局長へ報告を提出する。（産地強化計画通知第9の3、4、5）
他の計画等との整合性		需要及び供給の見通しに照らして適当なものであること、他の各種農業振興計画その他産業計画等との総合調整をはかるものとする。（近代化計画通知第2（2））		計画主体は、計画の策定に当たっては、「生産出荷近代化計画」、農業経営基盤強化促進基本構想等の他の計画との整合性に十分配慮すること。（産地強化計画通知第11）
各機関の役割	農業改良普及センター	協議会への参画、計画の内容について十分な協議検討（知事が意見を聴くことが適当と認めた場合）（近代化計画通知第2（3））		計画主体への指導・助言（産地強化計画通知第5の2）
	市町村	- 協議会への参画、計画の内容について十分な協議検討（知事が意見を聴くことが適当と認めた場合）（近代化計画通知第2（3）） - 計画の樹立に必要な資料の収集及び調査等への協力（近代化計画通知第2（4））	計画作成時、県が意見を聴く（留意事項通知6（1））	
	JA JA 全農、JA 中央会			計画主体（産地強化計画通知第5の1）

(2) 県内の制度関連計画策定状況

産地種別	種別	産地名	産地の区域	区域内の JA	生産出荷 近代化計画		活性化計画		産地強化計画		
							作成 年月日	目標 年度	対策 期間	戦略 タイプ	
					樹立 年月日	変更 年月日				契約 取引	加工・業 務用
指定	春 キャベツ	登米	登米市	みやぎ登米	H18. 2. 13	R3. 3. 31	-	-	R7. 1～ R10. 3 末	○	
				新みやぎ（南 三陸）					-	-	-
	夏秋 キャベツ	登米	登米市	みやぎ登米	H18. 2. 13	R3. 3. 31	-	-	R4. 4～ R7. 3 末	○	
				新みやぎ（南 三陸）					-	-	-
	夏秋 きゅうり	みやぎ 仙南	白石市、角田市、 蔵王町、大河原 町、村田町、柴田 町、丸森町	みやぎ仙南	S46. 8. 28	R3. 3. 31	R7. 3. 31	R9	R4. 4～ R7. 3 末	○	
		登米	登米市	みやぎ登米	S52. 1. 31	R3. 3. 31	-	-	R4. 4～ R7. 3 末	○	
				新みやぎ（南 三陸）					-	-	-
		栗原	栗原市	新みやぎ（栗 っこ）	S46. 8. 28	R3. 3. 31	R4. 2. 28	R6	R4. 4～ R7. 3 末		○
	冬春 きゅうり	石巻	石巻市、東松島市	いしのまき	S49. 1. 26	R3. 3. 31	R7. 3. 31	R9	R7. 1～ R10. 3 末	○	
		阿武隈	岩沼市、亶理町	名取岩沼	S49. 1. 26	R3. 3. 31	R4. 2. 28	R6	-	-	-
				みやぎ亶理							
		登米	登米市	みやぎ登米	S51. 1. 23	R3. 3. 31	-	-	R7. 1～ R10. 3 末	○	
				新みやぎ（南 三陸）					-	-	-
	夏秋 なす	古川	大崎市	古川	H10. 5. 29	R3. 3. 31	-	-	R4. 4～ R7. 3 末		○
				新みやぎ（み どりの）	-						
				新みやぎ（い わでやま）	-				-	-	-
	秋冬 ねぎ	石巻	石巻市、東松島市	いしのまき	S56. 9. 18	R3. 3. 31	-	-	R4. 7～ R7. 3 末	○	
		中新田	色麻町、加美町	加美よつば	H12. 3. 31	R3. 3. 31	-	-	R4. 7～ R7. 3 末	○	
	秋冬 はくさい	加美	色麻町、加美町	加美よつば	H3. 1. 31	R3. 3. 31	-	-	-	-	-
	ほうれん そう	大崎	大崎市、涌谷町、 美里町	新みやぎ（み どりの）	H11. 5. 30	R3. 3. 31	-	-	R7. 1～ R10. 3 末	○	
				古川	-						
				新みやぎ（い わでやま）	-				-	-	-
		黒川	富谷市、大和町、 大郷町、大衡村	新みやぎ（あ さひな）	H12. 3. 31	R3. 3. 31	R4. 2. 28	R6	-	-	-
特定 等	ほうれん そう	仙台市	仙台市	仙台	-	-	-	-	R7. 1～ R10. 3 末	○	
	しゅん ぎく	亶理町 逢隈	亶理町	みやぎ亶理	-	-	-	-	R4. 4～ R7. 3 末	○	